

定期積金

平成26年4月1日現在

1. 商品名	・定期積金(スーパー積金)
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・1年以上5年以下
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・定期または数回にわたり掛金の払込みができます。 ・1,000円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約時に証書(通帳)に表示する約定利回りを満期日まで適用します。 ・給付補填金は満期日以後に一括してお支払いします。 ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の給付補填金には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(なお、マル優は利用できません) ※「復興特別所得税」0.315%が付加される2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税が適用されます。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合は、「総合口座」の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率) ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする)
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時~17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。</p> <p>紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)、金沢弁護士会(076-221-0242)、富山県弁護士会(076-421-4811)、福井弁護士会(0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。

預10